

第 6652 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 3月31日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 離婚した場合の配偶者控除、扶養控除

Q : 昨年妻と離婚しました。子供は妻が引き取りましたが、養育費は毎月払っています。こんな場合、配偶者控除と扶養控除はどうなりますか？

A : 次のようになります。

【解説】

配偶者控除は、対象になるかどうかは、その年12月31日の現況で判断されます。

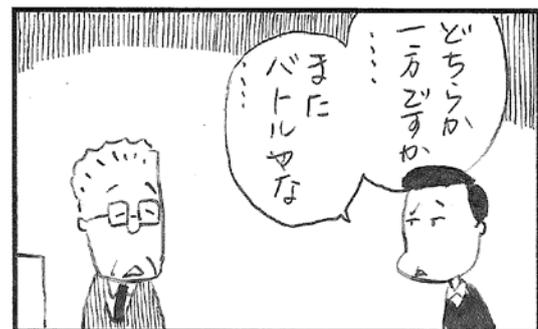
お尋ねは、昨年に離婚されたということですから、別れた奥さんを控除対象配偶者とすることは認められません。

次に、お子さんを扶養控除の対象にできるかどうかですが、扶養控除の対象となる扶養親族とは、配偶者以外の親族で、その人と生計を一にする親族とされています。

この場合の「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居している必要はなく、生活費や学資金、療養費等を送金している場合でも、生計を一にするものとされています。

したがって、あなたがお子さんの養育費の大部分を負担しているということであれば、お子さんはあなたの扶養親族として取り扱うことができます。

なお、お子さんは別れた奥さんの扶養親族にも該当しますが、扶養控除は、あなたか別れた奥さんか、いずれか一方でしか受けられませんので、この点に注意してください。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】